

DCA 資格テキスト

デジタルコンテンツアセッサ に求められる最新知識

(Ver 2.1)

インターネットコンテンツ審査監視機構 編

目次

はじめに (I-ROI 事務局)	p3
1. 著作権法の改正とインターネットでのコンテンツ利用 (上沼紫野)	p4
2. インターネット上の海賊版への対策（令和 2 年改正版） (上沼紫野)	p6
3. 発信者情報開示制度の改正 (曾我部真裕)	p8
4. 個人情報保護法及び電気通信事業法の改正 (曾我部真裕)	p11
5. リスクマネジメントの規格「JIS Q31000」について (久保谷政義)	p16
6. 青少年インターネット環境整備法とフィルタリング利用の促進 (久保谷政義)	p19
7. デジタルコンテンツの配信に関わるトラブルの新動向 (西澤利治)	p22
用語解説 (デジタルコンテンツアセッサ委員会)	p24
DCA 資格の学習者の方へ (I-ROI 事務局)	p34

はじめに

デジタルコンテンツアセッサ (Digital Contents Assessor: DCA) 資格の学習者向けの教材として、資格を運用する一般社団法人インターネットコンテンツ審査監視機構は、2016年3月に以下の書籍教材を刊行した。

インターネットコンテンツ審査監視機構編『デジタルコンテンツアセッサ入門』
近代科学社、2016年

上記の教材は、インターネットコンテンツ審査監視機構が DCA 資格のテキストとして初めて刊行したものであり、基礎編・法令編・実務編の3部構成で、多岐にわたる内容を盛り込んだものである。

上記教材が刊行された2016年には、既にスマートフォンの世帯普及率は7割を超えており、こうした社会状況等を踏まえて刊行された上記教材は、刊行から6年が経過したいまも、大枠においては現代の情報社会をめぐる諸問題に対応した内容となっているといえる。

とはいえ、個別の事象に焦点を合わせて詳細をみていけば、この間に法改正や新技術の普及に伴う社会変化が生じており、デジタルコンテンツアセッサとして修得しておくべき知識を更新する必要性が生じている。こうした状況に鑑み、それらの最新知識を整理し、一つの教材という形でまとめたものが、本教材「デジタルコンテンツアセッサに求められる最新知識」である。

2016年に刊行した上記教材を DCA 資格の学習者向けの第一教材とすれば、本教材は第二教材となる。第一教材に比べ、第二教材はコンパクトな分量となっている。また、第一教材は出版社から書籍という形で刊行（電子書籍も同時に発行）されたが、第二教材はデジタル教材という形で制作された。これは、DCA 資格に関連する法改正や社会変化にできるだけ柔軟に対応するために、適宜、最新情報を更新できるような形を目指したためである。

このため、収録された内容、分量、体裁などの多くの点において、第一教材とは異なっている。ただし、DCA 資格の学習者に向けて有用な情報を提供するという目的は、第一教材も第二教材も共通である。学習者には、両方の教材を活用することで、DCA 資格に関する多岐にわたる知識を修得すると共に、DCA 資格に関する最新知識も修得していただきたい。

なお、第二教材が主に最新情報を提供することを目的として制作されていることから、第一教材の記載内容と第二教材の記載内容との間で差異がある場合には、第二教材の記載内容が優先すると考えていただきたい。また、第一教材の用語解説が基本的に第一教材の本文中に登場する語句を収録したものとなっているのに対し、第二教材の用語解説は、第二教材の本文中に登場しない語句も柔軟に収録する形としている。これらの語句は、両教材の本文中では網羅しきれなかったものの、DCA 資格の学習者が修得しておくべき知識として欠かすことができない事柄となっている。本文のみならず、用語解説にもよく目を通し、学習していただきたいと考える。

I-ROI 事務局

1. 著作権法の改正とインターネットでのコンテンツ利用

(1) 平成 30 年改正の概要

2019 年 1 月 1 日に施行された 2018 年著作権改正により、著作権者等の許諾なく利用ができる場合を定める新たな規程が設けられた。

改正前の著作権法は、著作権者の権利行使が及ばない範囲が、個別具体的に規定されており、当該条文の規定が適用されない場合には無許諾で著作物が利用できない、と理解されがちだった。しかし、今回の改正において、著作物の利用につき、社会的意義・公益性等の観点と権利者に及ぶ不利益の観点から、著作権の行使が及ばない場合を 3 つの層に分け、第 1 層及び第 2 層については、包括的・一般的な権利制限規定が設けられ、その結果、従来の権利制限規定が上記観点から整理されることとされた。

かかる階層については、下記の図を参照されたい。

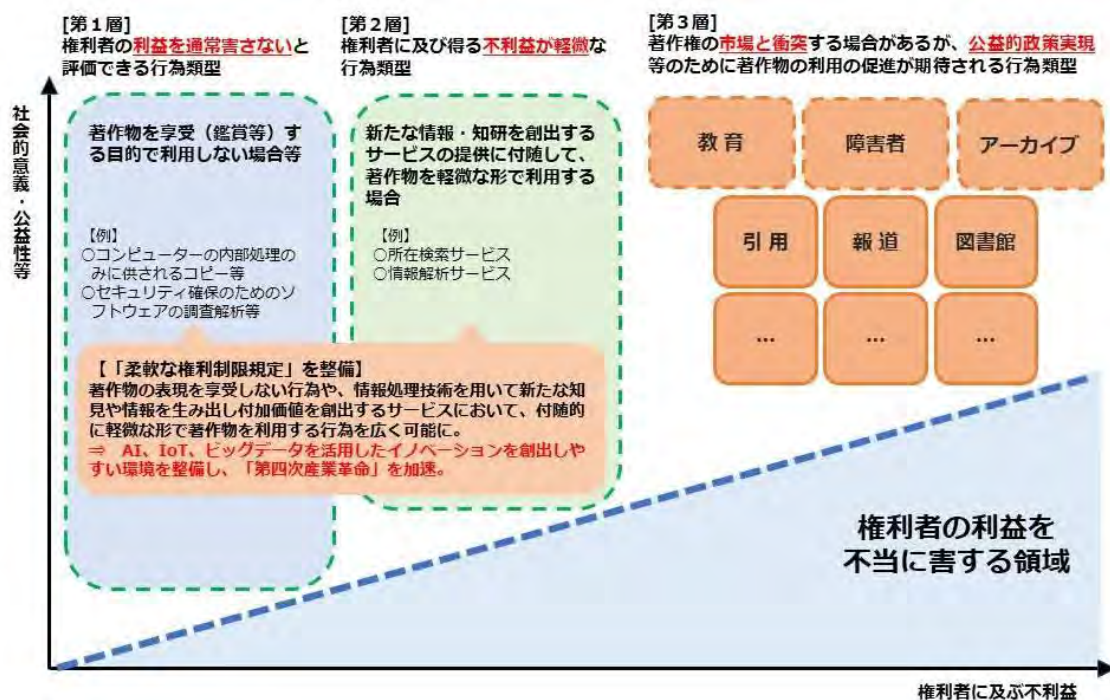


図 1 権利制限規定に関する 3 つの層と「柔軟な権利制限規定」がカバーする範囲

出典：文化庁「著作権法の一部を改正する法律（平成 30 年）概要説明資料」を元に筆者作成

これにより、従来の権利制限規定の条文が次のとおりに整理されている。

第 1 層

30 条の 4 著作物に表現された思想又は感情の享受を目的としない利用

47 条の 4 電子計算機における著作物の利用に付随する利用等

第2層

47 条の 5 新たな知見・情報を創出する電子計算機による情報処理の結果提供に付随する軽微利用等

上記のうち、30 条の 4 は、著作物をいわゆる表現を享受する著作物としてではなく、いわゆるデータとして分析等に利用する場合が想定されている。例えば、音楽データを利用したの音分析や AI 開発のためのディープラーニングなどで、①著作物利用に係る技術開発・実用化の試験、②情報解析、③①②のほか、人の知覚による認識を伴わない利用であって、著作権者の利益を不当に害する場合は除かれる。

また、47 条の 4 は、例えば、コンピュータでのキャッシュのための複製や、ネットワークでの情報提供に必要なキャッシュ、複製機器の修理・交換のための一時的複製、バックアップなど、コンピュータ上で著作物を利用する場合、技術処理の円滑化のために付随的に行われる利用であって、やはり著作権者の利益を不当に害する場合は除かれる。

いわゆる第2層にあたる 47 条の 5 は、例えば、所在検索サービス、情報解析サービスなど、新たな価値を創出する行為に関する著作物の軽微利用が想定されており、こちらも著作権者の利益を不当に害する場合は除かれる。なお、47 条の 5 については、所在検索サービスや情報解析サービス以外は、政令で定めるものとされているが、現在のところ、政令で定められた利用は存在していない。

第3層については従来どおり、個別具体的に定められることとなるので、詳細は、既存教材を参照されたい。

(2) 平成 30 年改正の影響

サーバー管理者に対する影響としては、47 条の 4 による整理により、技術的な対応のための著作物の利用については権利者の許諾がなく行い得ることが明確化されたという点が重要であろう（ただし、従来から想定されていた利用態様については、個別な条文規定が存在していたが、今回の改正により、従来想定されていない技術的な対応についても、それが技術的対応として必要な場合には、新たな立法を待つことなく、著作権者の許諾なく行うことができる）。

(3) TPP 協定の発効に伴う著作物等の保護期間の延長

平成 30 年改正のほか、社会の関心を集めた著作権法の改正としては、TPP 整備法等による改正が挙げられる。TPP（環太平洋パートナーシップ）協定の発効日（2018 年 12 月 30 日）に合わせて、著作物等の保護期間が、それまで原則として著作者の死後 50 年とされていたものが、原則として死後 70 年に延長された。なお、一度保護が切れた著作物等については、その保護を後になって復活させるという措置は採らないため、既に保護期間が切れている著作物等の保護期間が遡って延長されるわけではない。

2. インターネット上の海賊版への対策(令和2年改正版)

(1) 令和2年改正の背景

2018年頃漫画を著作権者の許諾なく、閲覧可能とする大規模サイトがアクセスを集め、出版業界は大きな損失を受けた。

一般的には、著作権侵害のコンテンツに対しては、著作権に基づき当該コンテンツを管理しているサイト管理者にコンテンツ削除を求めることができる。しかしながら、ここで問題となった海賊版サイトは、以下の2点により、著作権を行使することで問題のコンテンツを削除することが困難であった。

- ① コンテンツがアップロードされているサーバーが国外に所在し、かつ、その管理者が誰か不明であること
- ② 一般ユーザーのアクセス先のサーバーにはコンテンツは所在せず、上記①へのリンクが存在していること

このうち、①については、国外での権利行使が一般に困難であることに加え、権利行使の相手が不明な状態では権利行使ができないことは当然である。また②については、一般に、そのリンクによって画像等が直接閲覧できるイメージリンクであるとしても、著作権法の考え方では、リンクを設定する行為が著作権侵害とならないと解釈されており(リツイート事件知財高判平成30年4月25日)、このようなリンクのみで構成されているサイトに対してはその当時の著作権法では権利行使が困難であったという事情がある。

そこで、政府は、2018年4月、特に悪質な海賊版サイトに対するサイトブロッキングを接続プロバイダが自主的に行うことが可能とする旨を公表した(平成30年4月知的財産戦略本部・犯罪対策閣僚会議「インターネット上の海賊版サイトに対する緊急対策」)。サイトブロッキングとは、ユーザーがインターネットサイトへのアクセスをしようとする際に、接続プロバイダにおいて、そのアクセス先を検知し、ブロッキング対象のサイトへアクセスしようとするのが判明した場合、そのアクセスをさせないようにするものであるが、その手段は通信の秘密を侵害する可能聖があることが指摘されていた。児童ポルノサイトについては、その権利侵害の重大性に鑑み、慎重な検討の結果、従来児童ポルノサイトに限ってのみ、緊急避難として認められるとして、接続プロバイダが自主的に行っていたが、著作権侵害サイトについては、侵害される通信の秘密と、財産権である著作権を比較した場合、法益権衡の要件が満たされないと考えられていた。

結局海賊版サイトに対するサイトブロッキングは、激しい議論が惹起され、実際には、実施されなかったが、海賊版サイトからの保護として、著作権法が不十分な点が明らかとなった。

(2) 令和2年改正の概要

令和2年改正は、インターネット上の海賊版対策の強化が大きな柱の一つであるため、本稿ではその点を中心に論じることとする。改正点は、a. リーチサイト対策及び b. 侵害コンテンツのダウンロード違法化である。

a. リーチサイト対策

これは、いわゆる侵害コンテンツへのリンク慈雨法等を集約したウェブサイトであるリーチサイトを著作権侵害とするものである。

リーチサイトについては、2010 年前半からその問題性は指摘されており、文化審議会などでも継続的に議論されていたが、インターネットの世界そのものがリンクにより組成されており、規定の仕方によっては、インターネットに対する大幅な規制とされることが懸念され、なかなか法制化に至っていなかった。しかし、上記(1) ②の問題点を受け、(ア)リーチサイト・リーチアプリにおいて侵害コンテンツへのリンクを提供する行為、及び(イ)リーチサイト運営行為・リーチアプリ提供行為を著作権侵害とする旨の改正となった。この際、インターネット上のサイト構築を不当に規制することのないよう、リーチサイト・リーチアプリの定義を、公衆を侵害コンテンツに殊更に誘導するものであると認められるウェブサイト・アプリ、及び、主として公衆による侵害コンテンツの利用のために用いられるものであると認められるウェブサイト・アプリとし、また、自ら直接的にサイト運営・アプリ提供を行っていないプラットフォーム・サービス提供者には、本規制が及ばないことを条文上明確化することとされた（著作権法 113 条 2 項第 1 号・2 号）。

これにより、リンク行為であっても一定の限度で、著作権行使が可能となった。

b. 侵害コンテンツのダウンロード違法化

従来、コピー元が著作権侵害のコンテンツであっても、これを私的利用目的でダウンロードしても、私的利用目的の複製として、著作権侵害とはされていなかった。しかし、海賊版コンテンツの蔓延に伴い、平成 21 年改正により、音楽・映像については、違法コンテンツを違法と知りながら複製することが著作権侵害とされ、平成 24 年改正で、有償で提供されるコンテンツの場合は、刑事罰の対象とされていた。令和 2 年改正は、その対象を漫画等も含まれるべく著作物一般に拡大したものである（著作権法 30 条 1 項 4 号・第 2 項、119 条 3 項 2 号、同 5 項）。ただし、この規定が、私的生活領域において重大な影響を与えることに鑑み、漫画の数コマ等「軽微なもの」、二次創作・パロディ、及び著作権者の利益を不当に害しないと認められる特別な事情がある場合は、対象外とされることが明記された。

また、写り込みに関する権利制限規定の対象範囲も拡大され、生配信、スクリーンショット等についても、権利制限規定の対象とされることとなった（著作権法 30 条の 2）。

この改正により、ネットユーザーは、私的利用目的であっても、違法コンテンツをそれと知りながらダウンロードする場合は著作権を侵害することとなるため、一般ユーザーに対する普及啓発が必要となる。ただし、いわゆるストリーミング型のサイトを閲覧する行為は、著作権侵害ではないため、かかる改正によっても、ストリーミング型海賊版サイトを閲覧するユーザーの行為は規制できず、原則どおり、サイト運営者側を効果的に規制する必要がある。

(3) 今後の課題

上記改正後も、海賊版サイトはなかなか減少していない。このようなサイトによく利用される CDN（コンテンツデリバリネットワークシステム）への効果的なアプローチを含め、今後の検討が必要である。

3. 発信者情報開示制度の改正

(1) 改正の背景・経緯

2021年4月21日、改正プロバイダ責任制限法が成立し¹、2022年10月1日に施行された。今回の改正は、インターネット上でなされる権利侵害投稿に関する発信者情報開示制度について大きな改革を行うものである。

改正のきっかけは、2020年5月23日に起こった、プロレスラーの木村花氏の自死である（「テラスハウス事件」ともよばれる）。人気リアリティ番組「テラスハウス」に出演していた木村氏は、番組内での言動に関して SNS 上で激しい誹謗中傷を受けており、その影響があったと言われ、政治レベルでの反応があった結果、法改正にまで結びついた。

(2) 改正の概要

a. はじめに

今回の改正により、プロバイダ責任制限法の総条文数は、5か条から18か条へと3倍以上となり、大改正であったと言える。その柱は、①新たな裁判手続の創設、②開示請求を行うことができる範囲の見直し（ログイン時情報の開示）の2つである。条文数が増えたのは主に①に関する手続が規定されたことによるが、主に②を導入したことにより規定が非常に複雑となり、難解な内容となっている。書籍教材81頁以下の基礎知識を確認の上で読んでいただくことが望ましい。

b. ログイン時情報の開示

便宜上②から述べると、電話番号の開示がすでに省令改正によって可能になっているが²、権利侵害投稿に関する発信者情報ではなく、ログイン時の情報の開示については、法律の改正を要した。ログイン時の情報は、改正法5条1項、3項により、「特定発信者情報」として定義され、通常の開示要件に加え、補充性要件が付加された（5条1項3号）。

c. 「新たな裁判手続」（「発信者情報開示命令事件に関する裁判手続」）

①については、現行法では、コンテンツプロバイダ（SNS事業者など）に対する仮処分申立てによってまず発信者のIPアドレスやタイムスタンプの開示を受け、その情報をもとにアクセスプロバイダ（携帯電話事業者など）に対して本案訴訟を提起して発信者の住所・氏名の開示を受けるという2段階の手続、しかも裁判手続が必要となっている。今回の改正で導入された「新たな裁判手続」（法律上は「発信者情報開示命令事件に関する裁判手続」と呼ばれる（改正後の第4章））は、これを1度の非訟手続で行うことが可能となった（図2参照）。

¹ 「e-gov 法令検索」（<https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=413AC0000000137>）で、改正を反映した法文が確認できる。

² SNS事業者は投稿者の電話番号を保有していることがあり、その場合、アクセスプロバイダに2回目の開示請求をせずとも、弁護士会照会（弁護士法23条の2）によってSNS事業者に電話番号の開示を求める可能性があり、発信者情報開示制度とは別のルートで発信者にたどり着くことができる場合が生まれた。

そこでは、権利侵害の明白性など発信者情報開示の要件が充足されているかどうかの審理と並行して、コンテンツプロバイダからアクセスプロバイダへの発信者情報の提供と、後者における発信者の特定作業とがなされ、裁判手続が1度で済むことはもちろん、トータルとしての開示までの期間の短縮が企図されている。また、非訟手続であるために立証方法や程度について裁判所による柔軟な判断が可能となり、事案の争訟性の程度に応じて、裁判所の判断によって、迅速に対応すべき場合と、じっくりと争わせるべき場合との切り分けが可能となった。

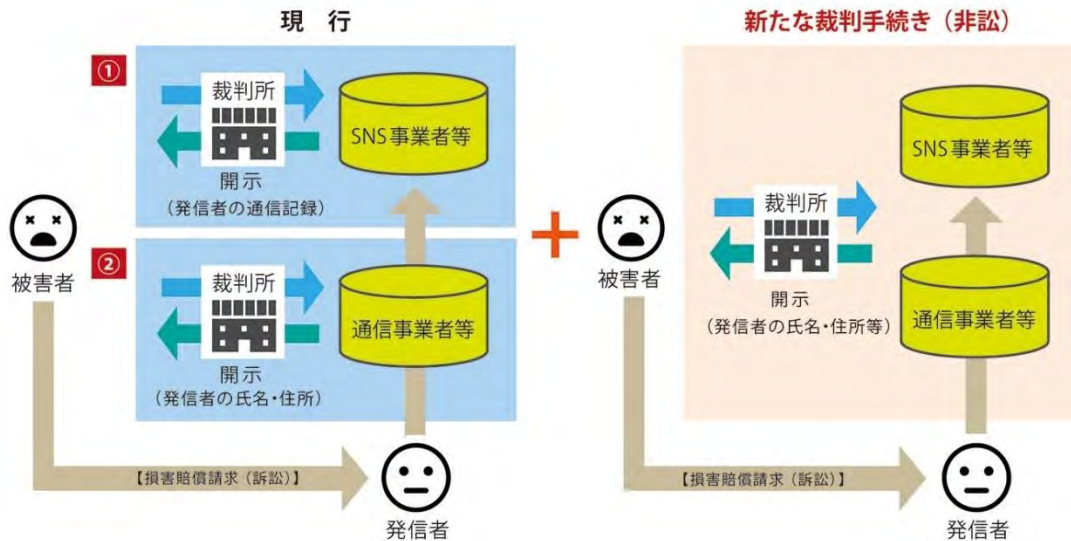


図2 新たな裁判手続の創設

出典：総務省(2021)「プロバイダ責任制限法の一部を改正する法律案(概要)」を元に筆者作成

d. 発信者の保護等

検討過程で懸念が示された開示請求の濫用防止ないし発信者の保護に関しては、プロバイダの義務等が若干加重された。すなわち、開示請求を受けたときには、原則として発信者への意見照会を行わなければならないのは従来通りであるが、開示に反対する旨の意見である場合にはその理由も含めて聴取しなければならないとされた(6条1項)。また、開示命令を受けたときは、開示に反対する旨の意見を述べていた発信者に、その旨の通知をしなければならないこととされた(6条2項)。また、「新たな裁判手続」において、「利害関係を疎明した第三者」として、発信者には、事件記録の閲覧・謄写等が認められる(12条1項)。ただ、改正法に反映されたのはこの程度であり、開示請求の濫用防止ないし発信者の保護に関しては、事件を審理する裁判所の事案に応じた判断に委ねられるところが大きい。

なお、今回の改正後も、従来の2段階の手続を用いることは可能である。また、発信者情報開示請求権が実体的権利として存置されたため(5条1項柱書)、裁判外(任意)開示も引き続き可能である。

e. 裁判外(任意)開示の促進について

前項の最後に見たように、裁判外開示は改正前も改正後も可能であるが、権利侵害の明白

性という開示要件を充たしているかの判断を事業者が行うことは困難だとして、裁判外開示を受けられれば救済面で極めて有益であるにもかかわらず、裁判外開示がなされることはそれほど多くないと言われている。

この点について、総務省「発信者情報開示の在り方に関する研究会」では、民間主導の取組を総務省が支援するという姿勢が示された。これを受け、一般社団法人セーフインターネット協会（SIA）が、有識者からなる「権利侵害投稿等の対応に関する検討会」を設置して検討の上、2021年4月、「権利侵害明白性ガイドライン」を定め、「権利侵害明白性ガイドライン相談窓口」を設置した³。

もともと、この「権利侵害明白性ガイドライン」によって権利侵害の明白性ありと判断できる事例はかなり限定的である。しかし、裁判外開示には応訴の負担が生じない点でプロバイダにもメリットがある上に、裁判外開示の重要性を指摘した上記の研究会の2つのとりまとめと「権利侵害明白性ガイドライン」、相談窓口とが相まって、裁判外開示の重要性を再認識させるメッセージを発しているといえ、これを契機に裁判外開示が一定程度促進されることが期待される。

(3) 今後の課題

「新たな裁判手続」は複雑で異例な裁判手続であるため、その部分部分でどのような運用がなされるのか、その過程でどのような課題が生じるのか、未知数なところが少なくない。また、複雑であるだけに事件を担当できる弁護士の専門性も問われる。改正法を広く周知し、利用を促進することによって安定的な実務を早期に確立することが期待される。

改正法の附則では、施行後5年経過後に施行状況について検討すべきことが定めており、それに向けて運用状況を注視する必要がある。

³ 一般社団法人セーフインターネット協会(2021)「権利侵害明白性ガイドラインの公表と権利侵害明白性ガイドライン相談窓口設置について」(<https://www.saferinternet.or.jp/info/17309/>) (access:2022年10月14日)

4. 個人情報保護法及び電気通信事業法の改正

(1)はじめに

書籍教材第8章で解説している個人情報保護法は、2020年及び2021年に改正された。それぞれ意味合いは異なるものの、いずれも重要な改正である。2020年改正は多くの点に渡って制度の作り込みをするという意味で重要である一方で、2021年改正の方は個人情報保護に関する法体系を変更する点で大きな意味をもつ。また、その関係で規定内容に変更がなくても条文の位置が変わったものが多々あるので、注意が必要である。

ただ、書籍教材で扱っているインターネット上の個人情報保護という観点からすると、2021年改正の内容はやや関連が薄いため、ここでは、まず2021年改正について簡単に紹介したのち、2020年改正について詳しく説明する。

また、インターネット上の個人情報保護に関しては、クッキー(cookie)情報など端末識別子の取扱いが問題となってきた。この点に関し、2022年6月に電気通信事業法が改正され(施行は成立後1年以内)、一定の規律が導入されたので、この点についても簡単に紹介する。

(2)2021年改正の概要

2021年改正は、①いわゆる2000個問題への対応、②医療分野・学術研究分野の特殊性への対応を行うことが主眼である。

①は、これまで、個人情報保護に関する法令が、個人情報保護法、行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法、各地方公共団体の個人情報保護条例というように、適用される主体ごとに分かれていたものを一元化するというものである。2000個問題とは、地方公共団体が約2000(実際には1700余りであるが)存在し、その数だけ個人情報保護ルールがあって不統一であることを象徴的に示す表現である。

2021年改正により、行政機関個人情報保護法と独立行政法人等個人情報保護法とが廃止され、そこにあった規定は基本的には個人情報保護法に吸収された。そして、地方公共団体も、改正後の個人情報保護法によって規律されることになる(この部分は2023年4月施行)。これにより、個人情報保護に関する法律としては、個人情報保護法に一元化されることになる。もっとも、具体的なルールは民間部門(「個人情報取扱事業者」と、国・地方の行政機関等とは異なるが、それぞれに対する規律が改正後の個人情報保護法にまとめて規定されることになる。

②には2つのテーマがあり、1つは国公立の機関であっても、大学や病院などについては、民間部門の規律を適用することとした。それによって、例えば同じ大学であるのに、国立か私立によって適用されるルールが異なるという事態が避けられ、共同研究の促進等が図られる。もう1つは、EU域内から日本国内への個人情報の移転を円滑にするためのEU一般データ保護規則(GDPR)に基づく「充分性認定」を得るために、学術研究分野での個人情報の取扱いについてルールを精緻化したことである。

以上、2021年改正については図3も参照のこと。

個人情報保護制度見直しの全体像

- ① 個人情報保護法、行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法の3本の法律を1本の法律に統合するとともに、地方公共団体の個人情報保護制度についても統合後の法律において全国的な共通ルールを規定し、全体の所管を個人情報保護委員会に一元化。
- ② 医療分野・学術分野の規制を統一するため、国公立の病院、大学等には原則として民間の病院、大学等と同等の規律を適用。
- ③ 学術研究分野を含めた GDPR の十分性認定への対応を目指し、学術研究に係る適用除外規定について、一律の適用除外ではなく、義務ごとの例外規定として精緻化。
- ④ 個人情報の定義等を国・民間・地方で統一するとともに、行政機関等での匿名加工情報の取扱いに関する規律を明確化。

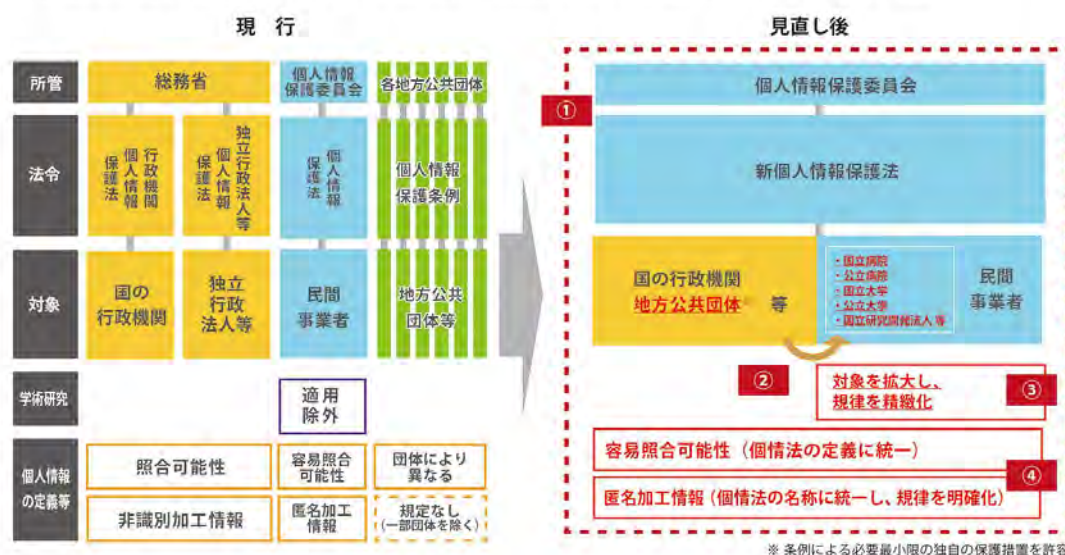


図3 個人情報保護制度見直しの全体像

出典：内閣官房(2020)「個人情報保護制度の見直しに関する最終報告概要」を元に筆者作成

(3) 2020年改正の概要

a. はじめに

図4が2020年改正の概要である。

情報通信技術の進展が著しいことから、個人情報保護法は3年毎の見直し規定を設けており、2020年改正はそれに基づくものである。その関係で、この間の状況変化や運用経験を踏まえて、個人情報の利活用の促進と個人の権利保護とのより高次元での両立を目指して制度の作り込みを図るような改正内容となっている。

b. 個人の権利保護の強化

個人の権利保護について、いくつかの点で強化された。図4のとおりであるが、いくつかについて補足を含めて取り上げる。

まず、利用停止・消去等の個人の請求権が行使可能な場合が拡大された。従来、適正な取得や目的外利用の場合に限って認められていたが、「個人情報取扱事業者は、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用してはならない。」という2020年改正で追加された規定(19条)に反した場合も利用停止・消去等の請求権が行使できることとなった(35条1項)。上記19条の規定は、官報で公告された破産者の住所氏名を、地図上にマッピングする形でインターネットで公開する「破産者マップ」などと

称される一群のサイトが問題化したことなどを受けて設けられたものである。

個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律(概要)

■平成27年改正個人情報保護法に設けられた「いわゆる3年ごと見直し」に関する規定(附則第12条)に基づき、個人情報保護委員会において、関係団体・有識者からのヒアリング等を行い、実態把握や論点整理等を実施。
■自身の個人情報に対する意識の高まり、技術革新を踏まえた保護と利活用のバランス、越境データの流通増大に伴う新たなリスクへの対応等の観点から、今般、個人情報保護法の改正を行い、以下の措置を講ずることとしたもの。

改正法の内容

1. 個人の権利の在り方

●利用停止・消去等の個人の請求権について、不正取得等の一部の法違反の場合に加えて、個人の権利又は正当な利益が害されるおそれがある場合にも要件を緩和する。
●保有個人データの開示方法⁽⁹⁾について、電磁的記録の提供を含め、本人が指示できるようにする。

(※) 現行は、原則として、書面の交付による方法とされている。

●個人データの授受に関する第三者提供記録について、本人が開示請求できるようにする。

●6ヶ月以内に消去する短期保存データについて、保有個人データに含めることとし、開示、利用停止等の対象とする。

●オプトアウト規定⁽¹⁰⁾により第三者に提供できる個人データの範囲を限定し、

①不正取得された個人データ、②オプトアウト規定により提供された個人データについても対象外とする。

(※) 本人の求めがあれば事後的に停止することを前提に、提供する個人データの項目等を公表等した上で、本人の同意なく第三者に個人データを提供できる制度。

2. 事業主の守るべき義務の在り方

●漏えい等が発生し、個人の権利利益を害するおそれがある場合⁽⁴⁾に、委員会への報告及び本人への通知を義務化する。

(※) 一定数以上の個人データの漏えい、一定の類型に該当する場合に限定。

●違法又は不当な行為を助長する等の不適正な方法により個人情報を利用してはならない旨を明確化する。

3. 事業者による自主的な取組を促す仕組みの在り方

●認定団体制度について、現行制度⁽¹¹⁾に加え、企業の特定分野(部門)を対象とする団体を認定できるようにする。

(※) 現行の認定団体は、対象事業者のすべての分野(部門)を対象とする。

4. データ利活用に関する施策の在り方

●イノベーションを促進する観点から、氏名等を削除した「仮名加工情報」を創設し、内部分析に限定する等を条件に、開示・利用停止請求への対応等の義務を緩和する。

●提供元では個人データに該当しないものの、提供先において個人データとなることが想定される情報の第三者提供について、本人同意が得られていること等の確認を義務付ける。

5. ヘナルティの在り方

●委員会による命令違反・委員会に対する虚偽報告等の法定刑を引き上げる。

(※) 命令違反：6月以下の懲役又は30万円以下の罰金

→1年以下の懲役又は100万円以下の罰金

虚偽報告等：30万円以下の罰金→50万円以下の罰金

●データベース等不正提供罪、委員会による命令違反の罰金について、法人と個人の資力格差等を助長して、法人に対しては行為者よりも罰金額を引上げる(法人重科)。

(※) 個人と同額の罰金(50万円又は30万円以下の罰金)→1億円以下の罰金

6. 法の域外適用・越境移転の在り方

●日本国内にある者に係る個人情報等を取り扱う外国事業者を、罰則によって担保された報告徴収・命令の対象とする。

●外国にある第三者への個人データの提供時に、移転先事業者における個人情報の取扱いに関する本人への情報提供の充実等を求める。

※ その他、本改正に伴い、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律」においても、一括法として所要の措置(漏えい等報告、法定刑の引上げ等)を講ずる。

図4 (2020年) 個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律(概要)

出典：個人情報保護委員会(2020)「概要資料」を元に筆者作成

保有個人データの開示方法について、従来は書面の交付が原則であったところ、電磁的記録の提供を含め、本人が指示できるようになった(33条1項)。電磁的記録の形で開示を受けることができれば、これを他の用途に用いることが容易となるという意味において、データポータビリティ権に通じるものだとも評価しうる。

個人データの第三者提供を行うには、原則として本人の事前同意(オプトイン)が必要であるが、その例外として、住宅地図業者が住宅地図を制作して販売するために個人情報を収集する場合のように、第三者提供を利用目的とする場合において、所定の条件を充たしていれば、オプトアウト(事後の申し出による除外)によって第三者提供を行うことが認められている(27条2項。書籍教材111頁)。この規定については、いわゆる名簿屋に利用されるなど個人情報の保護の観点から批判も強く、2020年改正では規律が厳格化された。特に、従来は、この規定によって第三者提供されたものをさらにこの規定に基づいて別の第三者に提供することが可能だったが、こうした行為は禁止された。

第三者提供に関連して、2019年に生じたいわゆるリクナビ事件を受けて、提供元では個人情報に当たらないが、提供先において提供された情報と元から保有する情報とを照合し

て特定個人の識別が可能となる場合について、提供元に、本人同意が得られていることの確認義務が課された（31条）。「個人関連情報」（2条7項）の規律であり、第三者提供の規律の脱法行為を封じる趣旨である。

漏えい等の事故が発生した場合の個人情報保護委員会への報告及び本人への通知が、努力義務から法的な義務とされた（26条）。

個人情報保護のための個人情報取扱事業者の義務遵守を担保するための措置も強化された。1つは、個人情報保護委員会による命令違反に対する罰則が強化され、法人の場合には最大1億円の罰金が課せるようになった（184条）。もう1つは、海外事業者に対する監督措置につき、強制力のある措置（罰則によって担保された報告徴収・命令）がとれるようになった（171条）。

c. データ利活用のための「仮名加工情報」概念の新設

匿名加工情報ほどではないが、個人情報に一定の加工を施し、他の情報と照合しない限り特定個人を識別できないようにした情報を「仮名加工情報」として、個人情報よりも柔軟な規律のもとで利用できるようにした（2条5項、41条、42条）。匿名加工情報が第三者に提供して利活用されることを想定しているのに対し、仮名加工情報は、当該事業者の内部で、マーケティングや研究開発に利用することが想定されている。

電気通信事業法の一部を改正する法律の概要 (利用者に関する情報の適正な取扱いに係る制度整備)

大量の情報を取得・管理等する電気通信事業者を中心に、諸外国における規制等との整合を図りつつ、利用者に関する情報の適正な取扱いを促進するための新たな規律を整備。

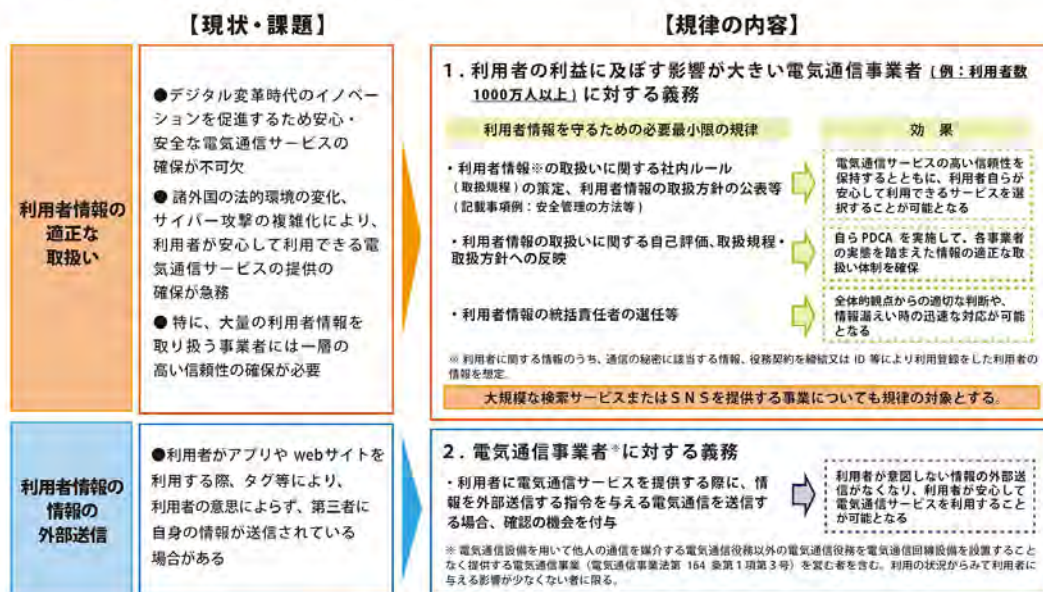


図5 電気通信事業法の一部を改正する法律の概要

出典：総務省(2022)「特定利用者情報の取扱いに関する規律の詳細における検討事項」を元に筆者作成

(4) 電気通信事業法の改正

2022年6月に電気通信事業法が改正され（施行は成立後1年以内）、一定の規律が導入された。その概要は図5のとおりであるが、2つの柱があり、第1は、大規模な電気通信事業者（検索サービスやSNSの事業者も含む）に対して、利用者情報の適正取扱いの義務を課したことである。第2は、電気通信事業者等に対し、外部に情報を送信する際に確認の機会を付与するよう義務付けることである。

クッキーに関する規律は第2の柱に関わる。規律対象となるのは、一般の電気通信事業者のほか、ウェブサイトの運営者も広く含まれる。これらの事業者は、クッキーを利用する場合には、原則として、クッキーにより送信されるデータ、送信先等の事前通知又は事前公表を行わなければならない。

クッキー等の端末識別子は、単体で取り扱われる限り、個人情報保護法にいう「個人情報」に該当しないと理解されており、行動ターゲティング広告の配信等に広く利用され、プライバシーの問題が指摘されていながら、これまで法的な規律が十分行われてきていなかった（ただし、上記のリクナビ事件では、クッキーが利用された部分があり、それに対応する2020年の改正は、クッキーの利用規制の側面を有する）。今回の法改正は、この点に対応しようとするものである。

5. リスクマネジメントの規格「JIS Q31000」について

(1) リスクの定義

JIS（日本産業規格¹）のリスクマネジメントの規格「JIS Q31000」²は、2019年1月に改正された。

ただし、その定義の中で、リスクを「目的に対する不確かさの影響」と表現していることについては、旧規格から変わっていない。リスクにはマイナスの影響ばかりではなくプラスの影響のものも含むという考え方も、旧規格と同様である。

なお、現行の「JIS Q31000:2019」では、影響とは「期待されていることからかい離すること」であり、「好ましいもの、好ましくないもの、又はその両方の場合があり得る」とされる。そして、一般に、リスクは「リスク源、起こり得る事象及びそれらの結果並びに起こりやすさ」として表されるとしている。

(2) “経営者による経営目的に沿ったリスクマネジメント”を目指して

現行の「JIS Q31000:2019」は、その旧規格「JIS Q31000:2010」³を改正したものである。この「JIS Q31000:2019」の対応国際規格は、「ISO 31000:2018」⁴である。

ISO（国際標準化機構）は、2009年に「ISO 31000:2009」をリスクマネジメントの指針として出し、2018年にその改訂版「ISO 31000:2018」を出した。そして、JISもこの改訂に伴って改正された。

旧規格と比べると、表現が簡明となり、“担当者による個別のリスク管理”よりもむしろ“経営者による経営目的に沿ったリスクマネジメント”を強調するようになったといった差違が見受けられる⁵。

「JIS Q31000:2019」では、「あらゆる業態及び規模の組織は、自らの目的達成の成否を不確かにする外部及び内部の要素並びに影響力に直面している」と述べられ、リスクマネジメントは、「組織統治及びリーダーシップの一部」であり、「組織に関連する全ての活動の一部」とであるとされる。

リスクマネジメントは、図6にある「原則」、「枠組み」、「プロセス」に基づいて行われる。

「JIS Q31000:2019」は、「リスクのマネジメントを行い、意思を決定し、目的の設定及び達成を行い、並びにパフォーマンスの改善のために、組織における価値を創造し保護する

¹ 従前の「日本工業規格（JIS）」という呼称が馴染み深いであろうが、JISの基盤となる「工業標準化法」が「産業標準化法」に変わったことに伴い、2019年7月より「日本産業規格（JIS）」に変わった。

² 日本工業標準調査会(2019)「JIS Q31000:2019 リスクマネジメント-指針」
(<https://kikakurui.com/q/Q31000-2019-01.html>) (access:2022年10月20日)

³ 日本工業標準調査会(2010)「JIS Q31000:2010 リスクマネジメント-原則及び指針」
(<https://kikakurui.com/q/Q31000-2010-01.html>) (access:2022年10月20日)

⁴ International Organization for Standardization(2018)ISO 31000 Risk Management.
(<https://www.iso.org/iso-31000-risk-management.html>) (access:2022年10月20日) (邦訳：日本工業標準調査会(2019)前掲サイト)

⁵ 国立国会図書館インターネット資料収集保存事業(2019)「経済産業省 リスクマネジメントの指針に関するJIS改正」(<https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/12166597/www.meti.go.jp/press/2018/01/20190121001/20190121001-4.pdf>) (access:2022年10月20日)

人々が使用するためのもの」である。「JIS Q31000:2019」では、この「価値の創出及び保護」がリスクマネジメントの意義として中心的概念に位置付けられている。また、リスクマネジメントは、「あらゆるレベルで組織のマネジメントを行うことの基礎」となり、「マネジメントシステムの改善に寄与」する。

図6の上部の円「原則」にある通り、「JIS Q31000:2019」では、「統合」「体系化及び包括」「組織への適合」「包含」「動的」「利用可能な最善の情報」「人的及び文化的要因」「継続的改善」という8つのキーワードを用いて、リスクマネジメントの原則について説明している。

また、左下部分の「枠組み」は、「統合」→「設計」→「実施」→「評価」→「改善」の5つの段階を1サイクルとして繰り返していくことをイメージするものとなっている。多くの企業で採用される標準的な管理手法として名高い「PDCAサイクル」は、「Plan（設計）」→「Do（実施）」→「Check（評価）」→「Act（改善）」の4段階の頭文字を取ったものだが、図6で示される「枠組み」は、これら4段階に「統合」の段階を加えたものになっている。「統合」の段階は、リスクマネジメントと組織のあらゆる活動とが乖離しないようにするためにある。「統合」の段階は2019年の改正で新たに追加されたものであり、PDCAサイクルを組織のトップによる“リーダーシップ及びコミットメント”により統治するという考え方が打ち出されている。これは、旧規格からの主な改正点の一つである⁶。

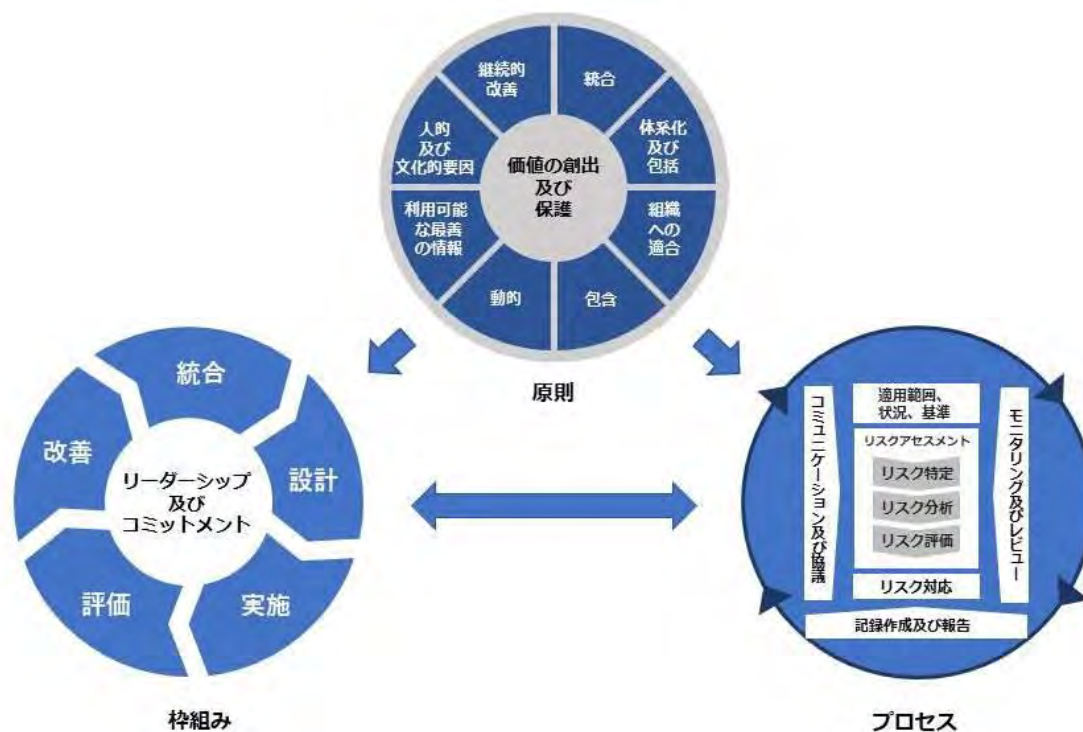


図6 リスクマネジメントの原則、枠組み及びプロセスの関係

出典：日本工業標準調査会(2019)「JIS Q31000:2019 リスクマネジメント-指針」を元に筆者作成

⁶ 国立国会図書館インターネット資料収集保存事業(2019)前掲サイト

(3) リスクアセスメントとリスク対応

図6の右下部分の「プロセス」のうち、デジタルコンテンツアセッサの実務として特に重要なのは「リスクアセスメント」のプロセスであろう。リスクアセスメントは、「リスク特定」、「リスク分析」、「リスク評価」の3つのサブ・プロセスに分かれている。なお、リスクへの対策のことを「管理策」と呼ぶが、「リスク分析」では「管理策」の検討も行われる。

リスクアセスメントを踏まえて、「リスクに対処するための選択肢を選定し、実施する」ことを「リスク対応」と呼ぶ。「JIS Q31000:2019」では、リスク対応の選択肢として、以下の7種類を列記している。場合によっては、複数の選択肢を併用することも可能である。

- ① リスクを生じさせる活動を開始又は継続しないと決定することによってリスクを回避する。
- ② ある機会を追求するために、リスクを取る又は増加させる。
- ③ リスク源を除去する。
- ④ 起こりやすさを変える。
- ⑤ 結果を変える。
- ⑥ (例えば、契約、保険購入によって) リスクを共有する。
- ⑦ 情報に基づいた意思決定によって、リスクを保有する。

若干の表現の違いはあるものの、「JIS Q31000:2019」で列記される7種類の「リスク対応」の選択肢は、旧規格のものと同様である。これら「リスク対応」の選択肢については、さまざまなリスクマネジメントの解説書において取り上げられており、インターネットコンテンツ審査監視機構編『デジタルコンテンツアセッサ入門』にも解説がある。

6. 青少年インターネット環境整備法と

フィルタリング利用の促進

(1) 青少年インターネット環境整備法の改正

青少年インターネット環境整備法（正式名称：青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律）は、2018年2月に改正された。内閣府がまとめた資料「青少年インターネット環境整備法の概要」¹によると、スマートフォンやアプリ・公衆無線 LAN 経由のインターネット接続が普及し、フィルタリング利用率が低迷してきており、こうした状況に対応しフィルタリングの利用の促進を図ることが法改正の理由だといふ。

以下、この法改正で新たに義務を負うことになった事業者や、その義務の内容等について、前述の内閣府の資料と、内閣府・総務省・経済産業省による資料「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律関係法令条文解説」²と「青少年インターネット環境整備法及び関連規定に関する携帯電話インターネット接続役務提供事業者等向け Q&A」³を参照しながら説明する。

法改正の以前から継続して関係者に課せられている義務や、特定サーバー管理者に関する規定については、インターネットコンテンツ審査監視機構編『デジタルコンテンツアセスメント入門』を参照されたい。

(2) 携帯電話インターネット接続役務提供事業者（携帯 ISP）と契約代理店

携帯電話インターネット接続役務提供事業者とは、携帯電話端末等からインターネットに接続できるようにするサービスを提供している事業者である。携帯 ISP（携帯インターネットサービスプロバイダ）とも呼ばれる。具体的には、いわゆるガラケー、PHS、スマートフォン、携帯電話網を利用してインターネットに接続可能なタブレット・携帯ゲーム機等が該当する。いわゆる 3 大キャリアに代表される移動体通信事業者（MNO: Mobile Network Operator）と、「格安 SIM」とも呼ばれる仮想移動体通信事業者（MVNO: Mobile Virtual Network Operator）とはこの法律上で特に区別されておらず、携帯電話インターネット接続役務を提供していれば、携帯 ISP に含まれる。

他方、デスクトップパソコン、無線 LAN のみによりインターネットに接続可能なタブレット・携帯ゲーム機、通話のみの機能しかないガラケー、スマートメーター、一般的な POS 端末、ポケット Wi-Fi 等は、携帯電話端末等には含まれない。したがって、これらの機器がイ

¹ 内閣府(2017)「青少年インターネット環境整備法の概要」(https://www8.cao.go.jp/youth/kankyau/internet_torikumi/pdf/hourei/h29_75-gaiyou.pdf) (access:2022年10月20日)

² 内閣府・総務省・経済産業省(2018)「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律 関係法令条文解説」(<https://www8.cao.go.jp/youth/youth-harm/law/pdf/kaisetsu.pdf>) (access:2022年10月20日)

³ 内閣府・総務省・経済産業省(2018)「青少年インターネット環境整備法及び関連規定に関する携帯電話インターネット接続役務提供事業者等向け Q&A」(https://www.soumu.go.jp/main_content/000528637.pdf) (access:2022年10月20日)

インターネットに接続する際に利用する通信サービスを提供している事業者（光ファイバー等の有線の ISP や、無線 LAN を提供する事業者）は、携帯 ISP には含まれない。

2018 年の法改正により、携帯 ISP と契約代理店は、顧客との間で新規の携帯電話回線契約を結ぶ時と、機種変更・名義変更を伴う携帯電話回線契約の変更・更新をする時に、次の 3 つの義務を新たに負うことになった。

（青少年確認・13 条）

まず、携帯 ISP と契約代理店は、契約締結者又は携帯電話端末の使用者が 18 歳未満かどうかを確認する義務を負う。

具体的な確認方法としては、契約の相手方が 18 歳未満の青少年であるかを身分証明書等により確認することが求められる。また、契約の相手方が青少年でない場合も、契約の相手方に対して、使用者の年齢等の申告を求めるなどして、使用者が青少年かどうかを確認することが求められる。

（フィルタリング説明・14 条）

次に、携帯 ISP と契約代理店は、契約締結者又は携帯電話端末の使用者が 18 歳未満であることを確認した場合には、携帯電話端末を使用することで、①青少年有害情報を閲覧するおそれがあることと、②フィルタリングの必要性・内容を説明しなければならない。

（フィルタリング有効化措置・16 条）

そして、携帯 ISP と契約代理店は、契約とセットで販売される携帯電話端末等について、販売時にフィルタリングソフトウェアや OS の設定を行い、フィルタリング有効化措置（フィルタリングソフトウェア等がインストールされて動作する状態にすること）をした上で携帯電話端末等を引き渡さなければならない。

この法改正では、フィルタリング義務の対象機器は、携帯電話端末のみならず、携帯電話回線を利用してインターネットを閲覧できる機器（例えば、タブレット端末など）にも拡大された。

なお、青少年の保護者が、フィルタリングサービスを不要と申出た場合や、フィルタリング有効化措置を不要と申出た場合には、携帯 ISP と契約代理店はフィルタリング有効化措置を講じなくてよい。

（3）インターネット接続機器の製造事業者（18 条）

16 条が機器の販売者に課される義務であるのに対して、18 条はいわゆるメーカーに課される義務である。法改正により、携帯電話端末・PHS 製造事業者には、フィルタリングソフトウェアのプリインストール等、フィルタリング容易化措置（フィルタリングソフトウェアやフィルタリングサービスの利用を容易にする措置）を講じた上で販売することが義務付けられた。

携帯電話端末・PHS 製造事業者がフィルタリング容易化措置を講じておくことで、携帯 ISP と契約代理店は、機器の販売時にフィルタリング有効化措置を実施しやすくなる。

なお、このフィルタリング容易化措置は、携帯電話端末や PHS 端末の製造事業者のみならず、その他のインターネットに接続する機器の製造事業者も対象となっている。

(4) OS 開発事業者 (19 条)

法改正により、OS 開発事業者の努力義務が新たに設けられた。内容としては、フィルタリング有効化措置やフィルタリング容易化措置を円滑に行えるように OS を開発する努力義務が規定された。

(5) 青少年に使用させるために携帯電話回線契約を締結しようとする者 (13 条 2 項)

青少年に使用させるために携帯電話回線契約を締結しようとする者とは、多くの場合は青少年の保護者となろう。法改正の以前から、保護者には、契約締結時に携帯 ISP と契約代理店から使用者の年齢確認を求められた場合に、使用者が青少年であることを申出る義務が規定されていた。それが、法改正により、保護者以外の者が青少年に使用させるために携帯電話回線契約を締結しようとする場合も、同様の義務を負うこととなった。

7. デジタルコンテンツの配信に関わるトラブルの新動向

(1) 新たなトラブルの事例

2010年代後半、インターネットはよりいっそうソーシャルWebとモバイルにシフトした。ネットオークションやネットフリマなどのインターネットのサービスは、PCのWebブラウザから使うものでなく、スマホのアプリだと思っているユーザーも増えているようである。そうした背景を反映して、インターネットのトラブルもまた、ソーシャルWebやモバイル利用でのものが急増している。

そこで本稿では、DCAの業務に関係があると考えられる、ソーシャルWebやモバイル等での最新のトラブル事例を取り上げて解説する。

(2) Twitter アカウント凍結

オンラインゲームを提供するゲーム会社Aは、Twitterに公式アカウントを設け、一般向けに自社ゲームのイベント情報の発信などを行っている。

ある日、通常通りにTwitterで情報発信しようとしたところ、アカウントが凍結されていることに気づいた。

原因を究明したところ、Twitter社に対して、A社の公式アカウントが掲載した画像は自分の著作物であるとの、デジタルミレニアム著作権法に基づく著作権侵害主張があり、Twitter社はこれを受けてA社の公式アカウントを凍結したのであった。

問題となった画像は、A社のゲームに登場するオリジナルキャラクターであり、A社が管理する著作物である。

A社は、著作権侵害主張を行ったXについて調査をしたところ、Xは架空の企業であった。そこでA社は、Twitter社にこの著作権侵害主張は虚偽のものであるとして公式アカウントの凍結の解除を申し入れたが、Twitter社はこれを受け入れず、手続き通りに一定期間公式アカウントが使用できなくなった。

(解説)

アメリカでは、デジタルメディア上の著作権侵害はサービス提供者(サービスプロバイダ)に故意・過失が無くても罰せられる無過失責任制を採用しているため、サービス提供者が著作権侵害の実態調査を行ったり、著作権侵害を主張した者の確認を取る前にコンテンツを迅速に削除・遮断しても罪に問われないという「ノーティス・アンド・テイクダウン」がある。そのため米国企業であるTwitter社では、デジタルミレニアム著作権法に基づく著作権侵害主張があれば、本件のように著作権侵害主張そのものが虚偽であるかどうかの真偽を判断することなく自動的にアカウントを凍結処理してしまうのである。

この制度を悪用して、著作権侵害主張を行い相手のビジネスを妨害する、というケースが増加している。

(3) 想定外のドメイン移管

アニメ会社Sは、アニメ作品Lの情報発信をするために、ドメイン名を取得して公式サ

イトを構築し運営している。

ある日、ユーザーから公式サイトが見られないとの連絡を受け、確認するとコンテンツが表示されずホームページの内容が改ざんされているようであった。

更に調査すると、サイトのコンテンツには改ざんなどの異常が無かったが、公式サイトの URL からアクセスすると別のサイトに接続されてしまった。

そこで、クラッキングなど不正な手段によるドメイン乗っ取りを疑ったが、その原因は、公式サイトのドメイン名の所有権が、正当なドメイン移管の手続きを経て他人に移管されてしまったことによるものと判明した。

さらにドメイン名の新所有者は、他にも同様の手口でドメイン名取得を行っており、金銭的な目的（買い戻し）であることを匂わせていた。

（解説）

JP ドメインの登録・管理は日本レジストリサービス（JPRS）が行っており、指定事業者（レジストラ）は JPRS にドメイン名の登録手続きを行う。ドメイン名を取得したいユーザーは、レジストラなどに登録業務の申請を行う。

そこで、元の A レジストラが管理する登録済みのドメイン名を他の B レジストラに移す手続きが「ドメイン移管」である。ドメイン移管をする場合、移管後の B レジストラは JPRS に「そのドメインを A レジストラから B に移管してほしい」と申請する。その場合、JPRS は A を通じて元のドメイン登録者に意思確認を行うが、A からドメイン登録者へのオファーに承認するか 10 日以内に返事がなかった場合は、移管の意思ありとみなすとの規定がある。

この規定を受けて、ドメインを移管する場合に新所有者の移管のオファーを元所有者が 1 週間以上放置した場合はドメイン移管が自動承認されるというシステムを採用しているレジストラも存在する。

つまり、ドメインの所有者がドメイン移管のオファーに気付かなかった、もしくは期間内に対応しなかった場合は、正当な手続きでドメインが他人に移管されてしまうので注意が必要である。

用語解説

ここでは、DCA 資格に関連する用語について解説する。

本教材に収録されている語句のほか、DCA 資格に関連するものも収録されている。

解説では、本書が DCA 資格の学習者向け教材であることを考慮して、多義の用語も DCA 資格の学習者が修得しておくべき知識に関する意味について解説している。

BYOD

Bring Your Own Device の略で、従業員の私物の情報通信端末を職場に持ち込み、業務で使用する。企業等の組織にとって、業務の効率化やデバイス導入コストの削減などのメリットがある一方、公私のアカウント混同や技術面でのセキュリティ・リスクなどのデメリットもある。

アクセス許可

アクセス制御において、正当な利用者が、制御されているオブジェクトにアクセスできるようにすること。

アセッサ

アセッサ(assessor)は「評価者」のこと。アセスとは英語で「評価する」(assess)を、アセスメント(assessment)は「評価」をそれぞれ意味する。デジタルコンテンツアセッサは、デジタルコンテンツの評価者という意味である。

暗号資産

暗号技術によってセキュリティ対策をした仮想資産のこと。仮想通貨とも呼ばれる。暗号理論に基づいて安全な取引を実現しようとするものであり、ブロックチェーンを利用したビットコインが代表例である。円やドル、ユーロなどの従来型の法定通貨は、各国の中央銀行やこれに相当する組織によって発行されることで信用が確保されてい

るが、暗号通貨はこのような裏付けの形をとらない。

インターネットリテラシー

インターネットを正しく使いこなすための知識や技能のこと。例えば、総務省による「青少年がインターネットを安全に安心して活用するためのリテラシー指標」は、インターネットリテラシーの向上にはインターネット上の危険・脅威に対応するための能力が前提との考えの下、インターネット上のリスクに対処できる能力の指標として用いられている。

引用

自分の作品中に他者の著作物をそのまま取り入れる(引いて用いる)こと。以下の条件を満たす引用は、著作物等を例外的に無断利用できる。

- ・既に公表されている著作物であること
- ・「公正な慣行」に合致すること
- ・報道、批評、研究などのための「正当な範囲内」であること
- ・引用部分とそれ以外の部分の「主従関係」が明確であること
- ・カギ括弧などにより「引用部分」が明確になっていること
- ・引用を行う「必然性」があること
- ・「出所の明示」が必要

写り込み

写真の撮影や動画の収録などで被写体以外の意図しない人や物、事象が背景などに写ること。

運営会社

インターネットの世界では、何らかのシステムや制度を設立・管理・運営している事業者のこと。単に「運営」とか、「事務局」「公式」と呼ぶ場合もある。利用者がメッセージ等の投稿を通じて情報発信ができるようなサービスの運営会社は、利用者間で意見の対立や相違が生じた場合、どちらの利用者の主張に沿うべきかをめぐって板挟み状態となることもある。

映画倫理機構

主として映画コンテンツを審査し、12歳、15歳、18歳などを区切りとするシステムによるレーティングを行っている団体。2009年に従来の映画倫理管理委員会が名称変更により映画倫理委員会となった。2017年には、一般社団法人映画倫理機構が設立され、同委員会の業務が引き継がれている。映倫という略称が用いられている。

エコチェーンバー

ソーシャルメディアを利用する際、自分と似た興味関心を持つユーザーをフォローしている状態において自分の意見を SNS で発信すると、自分と似た意見が返ってくるという状況を、閉じた小部屋で音が反響する物理現象にたとえたもの。同じような意見を見聞きし続けることによって、自分の意見が増幅・強化されることを指す。SNS やインターネット掲示板など「同じ趣味・思想の人とつながることができる」場で起こりやすい。

オプトアウト

広告メールなどの受取について事前に承諾するのではなく、送られてきた後に解除(拒否)することにより受取の意思表示をすること。迷惑メールを発生させる要因となったため、オプトインが原則となっている。

オプトイン

企業などが案内や広告メールを送信する際に、事前に受取を承諾した人にしか送信してはならないこと。迷惑メールを防止する手段として導入されている(オプトイン規制)。

仮名加工情報

個人情報について、他の情報と照合しない限り個人を特定できないように、個人を特定できる情報の削除や書き換えなどの加工をすること。なお、匿名加工情報は他の情報と照合しても特定できないように加工する。

キーロガー

キーボードの入力情報を記録するハードウェアあるいはソフトウェアのこと。悪意で使用すると、他者が、そのコンピュータでキーボード入力したパスワードや個人情報などを盗み取れる。

クッキー

ウェブサイトを提供する側のコンピュータ(ウェブサーバー)が、閲覧する側のコンピュータ(ウェブブラウザ)に、一時的に小容量のデータを保存させておく仕組みのこと。ウェブブラウザは、利用者の識別情報やサービスの利用状況、サイト閲覧の最終日時、回数などをクッキーに記録する。同じウェブサイトと同じウェブブラウザで再閲覧した時には、保存されたクッキーによって、認証の省略や利用状況(例えば EC サイトの

カート情報)の再現などスムーズな利用が出来るようになる。またクッキーの情報は、アクセス解析や行動ターゲティング広告などのマーケティングにも利用される。

クッキー規制

クッキーに記録されるものは利用者個人に関する情報であることから、個人情報保護法においてこれを個人関連情報とし、第三者利用に関する規制がなされている。

クラッキング

悪意を持って情報システムや情報インフラに不正侵入して、情報やデータの窃取や改ざん・破壊をする行為。「不正アクセス行為の禁止などに関する法律(不正アクセス禁止法)」が規定する不正アクセス行為として扱われる。過去には「ハッキング」と表現されることも多かったが、近年では、ハッキングという語は「技術的に高度な作業をやりきる」とか「技術力のある者による解析・改変・検証」といった意味で用いるべきという認識が広まっている。

クリエイティブ・コモンズ

クリエイティブ・コモンズ・ライセンスを提供している国際的非営利組織とそのプロジェクトの総称のこと。著作物である作品の利用と流通を、著作権の存在を前提としながら、広く図ろうとする活動の名称である。

クリエイティブ・コモンズ・ライセンスとは、知的所有権に関する法律による障害を回避するための「インターネット時代」の新しい著作権ルールであり、作品を公開する作者が「この条件を守れば私の作品を自由に使って構いません」という意思表示をするためのツールのこと。このツールを利用することで、作者は著作権を保持したまま作品を自由に流通させることができ、消費

者等は法律や技術に関する専門的な知識がなくてもライセンス条件の範囲内で再配布やリミックスなどをした作品を世界に発信することができる。

個人情報保護委員会

個人情報の有用性に配慮しつつ、その適正な取扱いを確保するために設置された日本の行政機関のこと。個人情報保護法に基づき、個人情報の保護に関する「基本方針の策定・推進」「認定個人情報保護団体に関する事務」「特定個人情報の取扱いに関する監視・監督」「特定個人情報保護評価に関する事務」「苦情あっせん等に関する事務」「国際協力」「広報・啓発」などを行っており、高い独立性を持つ監視・監督機関である。

個人情報保護法

個人情報の不正利用や不適切な取り扱いを防ぐため、個人情報を取り扱う事業者を対象に個人情報の取扱い方についての義務を課す法律のこと。

古物営業法

古物営業を規制する法律。古物を売買する行為のうち、古物の売買を営業として営もうとする場合は、個人・法人を問わず、都道府県公安委員会から「古物商」の許可を得なければならない。「営業」とは、営利を目的として反復継続して古物を売買・交換する場合を指す。反復継続とみなされる回数や、営利目的とみなされる事業規模について、同法の条文には明文の規定はないが、インターネット上でのフリーマーケットやオークションで一般ユーザーが反復継続して売買を繰り返す場合にも、古物商許可が必要となることに留意すべきである。

コンピテンシー

単なる知識や技能だけでなく、様々な心

理的・社会的なリソースを活用して、特定の文脈の中で複雑な要求(課題)に対応することができる力のこと。読解力、文章力、計算力などのほか、動機や思考パターンといった表面化しない人間の特性やパーソナリティを含んでおり、対象とする資格や職業等によってその内容は異なっている。

コンピュータエンターテインメントレーティング機構

2002年に設立され、2003年に特定非営利活動法人として認証された、ゲームコンテンツのレーティング機関(CERO: Computer Entertainment Rating Organization)。レーティングにあたっては、12歳、15歳、17歳、18歳などを区切りとするシステムが用いられている。

コンピュータウイルス

コンピュータの中のプログラムに寄生しつつ他のコンピュータに感染するマルウェア。コンピュータウイルスは、実行されると他のプログラムやファイルに寄生して別のプログラムに移れるようにする独自のコードを書き込み、プログラムからプログラムへと感染を広げることができるコンピュータプログラム的一种。

コンプライアンス

法律や社会的な通念を守ること。法令遵守と訳されることが多い。企業が厳密に法律を守るべきという社会的要請が強まっていることから、商法や独占禁止法、不正競争防止法など企業活動において直接触れる法律はもちろん、個人情報保護法なども遵守することが求められている。

サイトマップ

ウェブサイトの構成をリスト形式で記述してわかりやすく伝えるもの。ユーザー向

けと検索エンジンに対するものがあり、ユーザー向けのものでは、サイトの構成と各ページの内容が一覧できるように通常1ページに記載される。

差止請求

違法な行為を行っている場合や行うおそれがある場合に、当該行為をやめるように相手に求めること。

私的使用目的の複製

自分自身や家族など限られた範囲内で利用するために著作物を複製すること。この場合は、著作物等を例外的に無断利用ができる。ただし、以下の点に注意する必要がある。

- ・デジタル機器等を用いて著作物を複製する場合には、著作権者に対し補償金の支払いが必要
- ・コピープロテクション等の保護手段の回避装置などを使って行う複製については、私的複製でも著作権者の許諾が必要
- ・私的な使用目的のための複製であっても、違法著作物であることを知りながらインターネット上からダウンロードする行為は、権利制限の対象から除外される

消費者保護

商品知識や業界の事情等に精通する事業者と、一般の消費者との間では、商品・サービスに関する情報の質・量に格差が生じ、売買において後者が不利になりかねない。消費者庁や国民生活センターがこの問題に取り組んでおり、消費者契約法、特定商取引法、景品表示法などの法律が整備されている。実店舗での売買では「消費者＝買い手／事業者＝売り手」となることが多いが、インターネット上の電子商取引では、消費者が売り手となったり、買い手と売り手の双方が消費者となったりすることも少なくない

ことに留意すべきである。

職務著作

職務の一環として著作物を創作した場合に、創作した本人(個人)ではなく、その創作を指揮・監督した雇用主や業務委託者が著作権を有する、とする著作権法上の概念のこと。

授業目的公衆送信補償金制度

ICT を活用した教育を推進するために一定の額の補償金を払うことにより、遠隔授業等でも、授業の目的で必要と認められる範囲の著作物を公衆送信することを認める制度のこと。

授業目的公衆送信補償金等管理協会(SARTRAS)

2020年4月28日から始まった授業目的公衆送信補償金制度の補償金の受付などの運用管理を担い、著作権者や著作隣接権者の権利を支える目的で設立された団体。

情報機器作業における労働衛生管理のためのガイドライン

厚生労働省労働基準局が2021年に発出した労働衛生管理のためのガイドライン。情報機器を使って作業を行う労働者の健康を守るためのガイドラインとして、情報機器作業による労働者の心身の負担を軽くし、支障なく働けるようにするため、事業者が講ずべき措置をまとめたもの。

健康確保対策の方法を画一的に示すことは困難との考えに立ち、個々の事業場のそれぞれの作業形態に応じたきめ細かな対策を求めている。ディスプレイの明るさ、情報機器や机・椅子の選び方、一日の作業時間、休憩の取り方、健康診断、労働衛生教育などを含んでおり、タブレットやスマートフォンに関する事項も盛り込んでいる。

情報セキュリティの3要素

情報セキュリティマネジメントシステム(ISMS)はJIS Q27000:2014として規格化されており、そこで情報の「機密性」、「完全性」、「可用性」の3つの要素を定義している。これらの語を英語表記した頭文字を並べた「CIA」と呼ばれることもある。

- ・機密性(Confidentiality) : 認可されていない利用者に対して、情報を使用させず、また、開示しない特性をいう。情報資産に対するアクセス権限が適切に保護・管理されている状態。
- ・完全性(Integrity) : 保有する情報が正確であり、完全である特性をいう。情報資産が不正に改ざんや破壊されておらず、過不足のない正確な情報が保持されている状態。
- ・可用性(Availability) : 許可された利用者が要求をしたときは、いつでも情報にアクセスして使用できる特性をいう。情報資産をいつでも使える状態で保持し、情報を提供するサービスが常に動作する状態。

情報モラル

情報社会において、適切に行動・活動するための倫理のこと。文部科学省によって「情報社会で適正な活動を行うための基になる考え方と態度」と定義され、学校教育などの分野を中心として使われている言葉である。情報社会の倫理、法の理解と遵守、安全への知恵、情報セキュリティ、公共的なネットワーク社会の構築の5領域から構成されるとされる。情報モラルと概ね同義で、インターネットリテラシーという言葉が使われることがある。

ステークホルダー

組織に影響を与える可能性のある見解をもつ、個人又は人々の集まり。端的には利害

関係者とも表現される。例えば企業の場合は、株主、経営者、従業員、顧客、取引先から、同業他社などの業界関係者、地域社会や監督官庁まで、多様な者が含まれる。ただし、その対象範囲をどこまでとするかは、企業等によって異なる場合がある。

スパムメール

迷惑メールのこと。受信者の意向を無視して送られてくるメール。スパムとは、もともとランチョンミート(食肉)の缶詰の商標だが、スパムという語が受信者の意向を無視して送られてくるメッセージという意味で使用されるようになったのは、1970年代の英国のコメディ番組に端を発する。

せどり

転売目的の人のこと。または、転売行為のこと。自分で使用する目的ではなく、転売することを目的に商品を購入する。

ソーシャルアカウント

SNS や動画配信サイトなどのソーシャルメディアを利用する際のユーザーアカウントのこと。

ソーシャルエンジニアリング

システムやネットワークに侵入するため、コンピュータセキュリティにおいて重要なパスワード・暗証番号・ユーザーID や企業の機密情報などの情報を、技術的にではなく、人的・社会的、または心理的な方法で不正に収集すること。身分を詐称して直接聞き出したり、他人のキーボードやディスプレイを盗み見たり(ショルダーサーフィン)、オフィスから廃棄された紙くずやハードディスクを盗んだり(スキヤベンジング)する。「ソーシャルクラッキング」ともいう。

ソーシャルメディア・ハラスメント

ソーシャルメディアを利用する上司が、部下に友達登録を迫ったり、部下の投稿をチェックして職場で話題にしたり、部下に自分の投稿に「いいね」を強要したりすること。

損害賠償請求

相手が違法な手段を用いたことにより損害を受けた時に、損害内容について金銭的な補償を求めること。

タイムスタンプ

事象が生じた日時などを示す電子的な時刻証明書のこと。この情報を活用し、電子データの整合性や信頼性を確認する際に活用される。また、単にパソコンなどの電子機器上でファイルが記録された時刻のこともタイムスタンプと呼ばれる。

チェーンメール

「すぐに他の人に知らせてください」という内容で転送を求める情報の拡散を目的としたメールのこと。虚偽・不確実情報・誹謗中傷の拡散につながるケースが多く、無視することが対処法の一つである。

知的財産権

特許権、実用新案権、育成者権、意匠権、著作権、商標権その他の知的財産に関して法令により定められた権利又は法律上保護される利益に係る権利のこと。

知的財産とは、発明、考案、植物の新品種、意匠、著作物その他の人間の創造的活動により生み出されるもの(発見又は解明がされた自然の法則又は現象であって、産業上の利用可能性があるものを含む)、商標、商号その他事業活動に用いられる商品又は役務を表示するもの及び営業秘密その他の事業活動に有用な技術上又は営業上の情報を

いう。

著作権者

著作権を有している者のこと。なお著作権は譲渡や相続の対象になるので、著作者と著作権者が常に一致するわけではない。

著作者人格権

著作者の人格的な利益を法律上で保護を図ること。以下のものがある。

- ・公表権(著作権法第 18 条) 未公表の著作物を公表するかどうか等を決定する権利
- ・氏名表示権(同 19 条) 著作物に著作者名を付すかどうか、付す場合に名義をどうするかを決定する権利
- ・同一性保持権(同 20 条) 著作物の内容や題号を著作者の意に反して改変されない権利

なお、これは著作者固有の権利として認められるものであり、他人に譲渡することができない(一身専属的な権利)。

著作物

著作者の権利によって保護される対象のこと。著作権法第 2 条では「思想又は感情を創作的に表現したものであつて、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するもの」と定義されている。なお同 10 条には具体的な著作物が例示されているが、著作物はこれだけに限らず、定義にあてはまる条件(下記、a～d)をすべて満たすものは著作物である。

- a. 「思想又は感情」を
- b. 「創作的」に
- c. 「表現したもの」であつて、
- d. 「文芸、学術、美術又は音楽の範囲」に属するもの

著作隣接権

著作物の創作者ではないが、それを伝える(実演、CD 製作、放送局など)者に付与さ

れる権利のこと。

実演をする者を実演家といい、俳優、舞踊家、歌手、演奏家、指揮者、演出家などである。CD の製作者は、法律上はレコード製作者といい「レコードに固定されている音を最初に固定した者」である。放送局は、法律上は放送事業者(テレビ局)と有線放送事業者(CATV、USEN 等)である。

通信の秘密

誰もが安心してコミュニケーションが取れるように通信の内容だけでなく、誰と行っているなどを知られることなく通信ができる権利のこと。憲法第 21 条第 2 項にて、個人として生きていく上で必要不可欠な権利として保障している。

デジタルコンテンツ

文字や画像、音声などをデジタル形式で表現・記録したもの。コンテンツとは中身・内容のこと。デジタルとは、0 と 1 の組み合わせによって表現された情報のことである。デジタルコンテンツはアナログコンテンツとは異なり複製が容易であり、また複製を繰り返しても劣化が起きないため著作権などの保護が重要になる。

デジタル・シティズンシップ

デジタル技術の利用を通じて、社会に積極的に関与し、参加する能力のこと。テクノロジーに関する倫理的・文化的・社会的問題を理解し、責任を持って、かつポジティブに安全な方法で積極的に活用することを目指す。オンライン消費者意識、オンライン情報とその情報源の批判的評価、インターネットのプライバシーとセキュリティの問題に関する知識なども求められる。また、他者の尊重、共感、民主主義や人権の尊重など、幅広い一般的な市民活動能力も修得しておく必要がある。

デジタルタトゥー

タトゥー除去の難しさを例えとして、インターネット上に書き込まれた情報は削除することが難しいということを表示した造語。

匿名加工情報

特定の個人を識別することができないように個人情報を加工し、当該個人情報を復元できないようにした情報のこと。2017年に改正された個人情報保護法により、一定のルールの下で、匿名化することにより本人の同意を得ることなく、事業者間におけるデータ取引やデータ連携を含むパーソナルデータとして利活用をすることが可能になった。

トロイの木馬

侵入するとそのコンピュータで活動はするものの、他のコンピュータには感染(自己複製)しないマルウェア。

実際には破壊的なプログラムであるにもかかわらず一見正規のアプリケーションやソフトウェアのように見えるなど、その意図をユーザーに誤解させ、ユーザーのコンピュータにバックドアを仕込み、悪意のある攻撃者にコマンドを与えたり、悪意のあるユーザーやプログラムがシステムにアクセスできるようにしたりする。その結果、機密情報や個人情報が盗まれることになる。

ドメイン

インターネットに接続されているコンピュータやネットワークを識別するために登録された名前のこと。DNS(Domain Name System)というサービスにより全世界において一元的に管理されている。インターネットでは、数字のIPアドレスによって互いを識別するが、人間には数字の羅列が取り扱いきれないため、それに紐づけて登録され

た文字列のドメインが使われる。

なりすましメール

差出人の名前やメールアドレスを書き換えるなどして、自分以外の人物や企業、団体などからのメッセージであるかのように偽装した悪意による電子メールのこと。受信者に信頼する人物や組織からのメッセージだと信じ込ませることで、秘密の情報を詐取したりフィッシングへ誘導したりする。

ネットいじめ

インターネットを利用したいじめのこと。SNSなどで悪口を書いたり、無視したり、仲間はずれにしたり、他の人に見られたくない写真を投稿したりするいじめがある。

実生活でのいじめとネットいじめは、しばしば同時に起こるため、家にいても休日でもいじめられることになり、精神的に追いつめられる。SNSによっては、参加者以外は見られず、検索なども難しいことから、いじめがあったことを外部から発見することが難しい場合もある。

ネット依存

一般的には、インターネットに接続しないではいられない状態、インターネットをやめたくてもやめられない状態が日常化していること。インターネットの利用時間が長いほどネット依存を疑われがちだが、必ずしも利用時間が他者より長ければネット依存となるわけではない。国内には、少数ながらネット依存を専門的に扱う医療機関も存在する。ネット依存は海外でも問題視されており、米国精神医学会はオンラインゲームへの依存を「インターネットゲーム障害(Internet Gaming Disorder)」と呼称している。

ネットスラング

掲示板やチャット、SNSなどのコミュニティで生じるインターネット上の俗語のこと。スラングとは、ある階層や集団で用いられる俗語を意味する。個々のネットスラングの語源は、誤変換や省略などによるものが多くみうけられる。時流の変化が激しく、すぐに廃れて使用されなくなるものも少なくない。

ハイパーリンク

インターネット上の複数のコンテンツを相互に結びつける参照のこと。単にリンクとも呼ぶ。ハイパーリンクをクリックすると、あるウェブページから別のウェブページへと表示が切り替わる。

バイトテロ

アルバイト従業員が職場内で撮影した動画や入手した情報を、雇用主(企業)に無断でSNS等へ投稿することによって雇用主に社会的損害を発生させるような事象のこと。アルバイトによるテロ行為を表した造語である。

バナー広告

画像によって表現されるインターネット上の広告のこと。バナー(banner)とは、英語で旗または横断幕の意。あらかじめ決められたサイズの画像にリンクを付け、その画像をクリックすると広告主のウェブサイトへと移動する仕組みとなっている。画像は、動作(アニメーション)を伴うものもある。正方形に近いものをレクタングル広告、縦長のものをスカイスクレイパー広告と呼ぶ場合がある。

秘密保持契約(NDA)

Non-Disclosure Agreement。業務などを通して知り得た秘密情報について、決めら

れた用途以外の活用や第三者への開示などを禁止する、情報漏えいなどを防止するための契約のこと。

評価

サービスを利用した者が行う評点やコメントのこと。レビューとも呼ばれ、通信販売サイトや店舗紹介サイトなどで用いられ、そのサイトを閲覧する者への参考(あるいは頼りとなる)情報として利用される。「良い」「普通」「悪い」の3段階、または「非常に良い」「良い」「普通」「悪い」「非常に悪い」の5段階の中から選択する段階式の評価と、自由記述式のコメントによる評価(レビュー)の2種類のいずれか、または両方が用意されていることが多い。フリマアプリやネットオークションでは、売り手と買い手が相互に評価し合うことが前提となっている。

フィッシング

偽のメールやログイン画面などを作成し、アカウント名、パスワード、決済手段情報(クレジットカード情報等)といった経済的な価値のある情報を奪い取ろうとする詐欺行為のこと。phishingと表記されるが、その語源は諸説ある。

フィルターバブル(パーソナライズド検索)

アルゴリズムがインターネット利用者の検索履歴やクリック履歴を分析し学習することで、利用者の観点に合わない情報からは隔離され、自身の考え方や価値観の「バブル(泡=外界から遮断するもの)」の中に孤立するという情報環境を指す。

検索サイトは、各ユーザーを識別する仕組み(クッキー、フィンガープリントなど)を用いて、所在地、クリック履歴、検索履歴など、各ユーザーのプライベートな情報を把握し、ユーザーごとに最適化された、各ユーザーが見たいだろうと思われる検索結果

を返している。

フェイクニュース

偽のニュース。新聞やテレビといったマスメディアとは異なり、誰でも手軽に情報の発信者となるインターネットでは、信頼性の低い情報が「ニュース」と称して発信されることが少なくないので注意が必要である。また、エコーチェンバーの作用により両極端の意見に分極化しやすいインターネット上では、政敵と対話するのではなく、政敵の主張を「フェイクニュース」と断じて対話を拒絶してしまう者も見受けられる。

プライバシーマーク

個人情報適切な取扱いについて一定の基準を満たしている団体として認定されていることを示すマークのこと。一般財団法人日本情報経済社会推進協会(JIPDEC)プライバシーマーク運用センターが制度を運営している。

プロジェクトマネジメント

プロジェクトが無事に完了できるようにその遂行を管理すること。プロジェクトマネジメントの国際標準とされるPMBOK(ピンボック)によれば、「プロジェクトの要求事項を満足させるために、知識、スキル、ツールと技法をプロジェクト活動へ適用すること」を意味し、そのプロセスは「立上げ」「計画」「遂行」「コントロール」「集結」の5つに分類される。なお、プロジェクトとは「独自のプロダクト、サービス、所産を創造するために実施される有期性の業務」とされ、定常業務と対をなす概念といえる。

プロバイダ

インターネットへの接続サービスを提供する通信事業者のこと。インターネットサービスプロバイダ(ISP)とも呼ばれる。プロ

バイダ(provider)は、英語で「提供者」や「供給者」を意味する。なおDCAのテキストでは、SNSなどソーシャルメディアのサービスを提供する事業者なども含めて「プロバイダ等」と表記している。

ベルヌ条約

世界の著作権に関する標準的な条約「文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約」のこと。原条約は、1886年スイスのベルヌで署名され1887年に発効した。日本は1899年に加入している。著作権保護について無方式主義(著作物が創作された時点で何らの方式も必要とせず著作権の発生を認める法制のこと)を定めるほか、著作者人格権や、著作権の保護期間を著作者の死後50年以上とすることなどを定めている。

放送

著作権法の公衆送信のうち、公衆(=不特定又は特定多数の人)によって同一の内容が同時に受信されることを目的として行う無線の送信のこと。具体的には、テレビ放送のように電波(無線通信の送信)を使って番組が常に受信者の手元まで届いているような送信形態のものをいう。

ホットライン

ソーシャルメディア等においてインシデントやアクシデントが発生した際の、緊急時の相談窓口やその電話番号のこと。本来は、2か国の首脳が緊急時に連絡をとるために設置された直通の専用回線を意味する。

ホットワード

インターネット上で人々がよく用いる話題性の高いキーワードのこと。AIアシスタントを音声操作する「スマートスピーカー」を起動させるための言葉を指す場合もある。前者はトレンドワード、後者はウェイクワ

ードとも呼ばれる。

マルウェア

マルウェア (malware) とは、英語の malicious(マリシヤス：悪意のある)に software(ソフトウェア)の 2 つの単語が組み合わさった造語。ウイルス(コンピュータウイルス)やワーム、トロイの木馬、スパイウェアなど、ユーザーのデバイスに不利益をもたらす悪意のあるプログラムやソフトウェアを総称する言葉。

ただし、一般にそれほど普及していない言葉であるため、マルウェアのことをウイルスという言葉で表現する場合もある。なお、ウイルス以外のマルウェアとして、トロイの木馬やワームが挙げられる。

優良誤認表示

商品・サービスの内容について、実際のものよりも著しく優良であると一般消費者に示す表示や、事実と相違して競争業者に係るものよりも著しく優良であると一般消費者に示す表示のこと。

要配慮個人情報

本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯

罪の経歴、犯罪により害を被った事実、その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして政令で定める記述等が含まれる個人情報のこと。

レコード

著作物に限らず音を最初に録音(固定という)したもののこと。メディア(媒体)は問わない。CD やテープ、パソコンのディスク等に録音された場合もレコードである。

ワーム

独自に活動し他のコンピュータに感染するマルウェア。構造上はコンピュータウイルスに似ているが、ウイルスまたはトロイの木馬の下位分類にあたる。ワームは、コンピュータからコンピュータへと拡散していくが、ウイルスとは異なり、ホストプログラムに寄生することなく移動して単体で動作する能力を持つ。ワームの最大の危険性は、システム上で自己複製する能力で、感染したコンピュータから数百または数千の自己複製されたワームが送信され、大きな破壊的影響を与える可能性があることである。

DCA 資格の学習者の方へ

(本教材に収録されていない内容)

DCA 資格のコンピテンシーに関連する分野では、さまざまな法改正や社会変化が生じている。本教材には、そのうちの重要なものを収録しており、DCA2 級及び 3 級の学習者が修得すべき知識は十分に網羅されていると考える。

ただし、細部においては、最新状況の全てが収録されているわけではない。例えば、2016 年 3 月以降の法改正により、第一教材に記載されている条項の数字が、現行法令と合致しなくなっている箇所が多数見受けられる。けれども、条項の数字の変更のみの場合なども含めて、第一教材の中で言及されている法律・条文について、その改正内容の一言一句の全てを列挙すれば、冗長なリストとなってしまふであろう。

そのため、条項の数字の変更のみの場合などは、本教材には収録されていない。これらの情報については、「DCA 資格の指導のための手引き」に記載したので、興味・関心のある諸氏は、この手引きを参照していただきたい。

ちなみに、DCA 資格のコンピテンシーに関連する法令について出題する場合、その条項の数字そのものを問う出題はされないので、DCA2 級修了試験の対策のために指導の手引きを参照する必要はなく、第一教材と第二教材の収録内容をよく理解していれば修了試験の試験対策としては十分であると考えていただきたい。

(DCA2 級科目認定プログラム修了試験について)

DCA2 級資格を科目認定プログラムを通じて取得する場合は、DCA2 級修了試験を受験し所定の成績を修めることが条件となる。この修了試験の出題範囲は、以下の通りとなる。

<DCA2 級科目認定プログラム修了試験の出題対象となる教材>

- ・第一教材 (インターネットコンテンツ審査監視機構編『デジタルコンテンツアセッサ入門』近代科学社、2016 年)
- ・第二教材 (本教材)

<DCA2 級科目認定プログラム修了試験の出題範囲>

- ・第一教材「第 2 部 法令編」
- ・第一教材「第 3 部 実務編」(但し、11 章を除く)
- ・第一教材「用語解説」
- ・第二教材 本文 (4-23 頁)
- ・第二教材 用語解説 (24-34 頁)

<注意事項>

- ・第一教材と第二教材との間で記載内容が異なる場合、第二教材が優先する。
- ・関連する法令について出題する場合、条項の数字そのものを問う出題はしない。
- ・第一教材を用いて学習する際は、第一教材の「修正箇所一覧」の記載内容にも留意する。
- ・一般試験(科目認定プログラムを通じての取得ではない場合)の出題範囲は別に定める。

(デジタルコンテンツアセッサ委員会委員一覧・50音順)

委員長 植田 勝典 (I-ROI 代表理事・日本エンタープライズ株式会社代表取締役)

副委員長 柏木 将宏 (千葉商科大学情報基盤センター長)

久保谷政義 (I-ROI 事務局長)

白鳥 令 (東海大学名誉教授)

進藤 美希 (東京工科大学メディア学部教授)

高橋 俊史 (東北福祉大学総合マネジメント学部講師)

玉田 和恵 (江戸川大学メディアコミュニケーション学部教授)

坪井 勇次 (日本工学院八王子専門学校キャリアサポートセンター長)

西澤 利治 (株式会社電脳商会代表取締役)

(2023年4月1日現在)

デジタルコンテンツアセッサに求められる最新知識

© 2020-2023 Internet-Rating Observation Institute

2020年8月31日 Ver1.0 発行

2022年10月31日 Ver2.0 発行

2023年4月1日 Ver2.1 発行

編者：一般社団法人インターネットコンテンツ審査監視機構

発行：一般社団法人インターネットコンテンツ審査監視機構

〒104-0042 東京都中央区入船2-4-3 マスダビル6F

電話 03-6277-3895

<https://www.i-roi.jp>